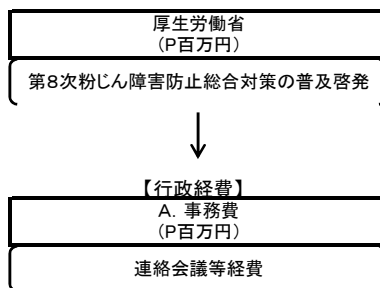


平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	粉じん障害防止総合対策費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者		
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働衛生課	泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	第8次粉じん障害防止総合対策			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成25年度から平成29年度までの5年間の中期計画として策定された第8次粉じん障害防止総合対策の普及啓発を行うことを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	第8次粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や関係団体との連絡会議等を実施する。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	7	7	7	12		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
		計	7	7	7	12	0	
	執行額	6	6	精査中				
	執行率(%)	86%	86%	0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	じん肺症等の労災補償新規支給決定数を平成25年度と比較して2%以上削減させる。	じん肺症等の労災補償新規支給決定数	成果実績	%	—	▲22.9	—	
			目標値	%	—	▲2	▲2	▲2
			達成度	%	—	1,145%	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	粉じん障害防止対策にかかる集団指導を、各監督署毎に1回ずつ、計325回開催する。	活動実績	回	404	387	精査中		
		当初見込み	回	325	325	325	325	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	単位当たりコスト = X / Y	円/回	18,270	14,711	精査中	20,563		
	X:「行政経費執行額(27年度は予算額)」 Y:「集団指導実施回数」	計算式 X / Y	7,381千円/404回	5,693千円/387回	P千円/P回	6,683千円/325回		
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2						
	職員旅費	1						
	委員等旅費	1						
	庁費	3						
	委託費	5						
	計	12	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	第8次粉じん障害防止総合対策は、平成19年6月18日に結ばれた全国トンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書に定められた事項を含むものであり、国が実施すべきものとされており、国が実施すべきものとされており、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	上記合意書に定められた事項は、国が実施すべきものとされたものであることから、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	上記のとおり、平成19年6月18日に結ばれた全国トンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書に定められた事項を含むものであることから、粉じん総合対策を実施するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	粉じん障害防止総合対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	粉じん総合防止総合対策の普及啓発のための活動以外には支出されていない。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果目標は達成している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	広く周知するためには、集団指導が効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	粉じん作業従事労働者の健康管理に活用される。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	-	
	-	-	-	-	
点検・改善結果	点検結果	当該事業は、平成19年6月に結ばれたトンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書を受けて策定したものであることから、国が主体的に実施すべき事項であり、平成25年度からは第8次粉じん障害防止総合対策として推進している。じん肺管理区分決定件数は依然として高水準であることから、粉じん障害防止総合対策の普及啓発をし、事業場等に粉じん対策を講じさせる必要があるため、引き続き本事業を実施する必要がある。なお、成果目標を達成しているため、引き続き本事業を実施する。			
	改善の方向性	上記点検結果のとおり、成果目標及び活動指標は達成しているが、じん肺症等の労災補償新規支給決定件数をより減少させるため、集団指導対象事業場を選定する際に、新規に労災補償給付決定がなされた労働者の所属事業場を対象とするなど、集団指導による周知をより効果的に行うよう努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	1019
平成25年度	383	平成26年度	388		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

